

国立大学法人北海道大学学術成果刊行の助成に係る要項

平成 20 年 5 月 16 日
総長裁定

(目的)

第 1 条 この要項は、国立大学法人北海道大学（以下「本学」という。）の学術研究の成果である著作物であって、学術的価値が高く、かつ、独創的なものの刊行に係る助成に関し必要な事項について定め、著作物の刊行を促進し、学術研究成果の社会への還元及び学術の国際交流の推進に資することを目的とする。

(助成の対象)

第 2 条 助成の対象となるものは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学の教員の学術研究の成果としての著作物であること。
- (2) 本学大学院博士課程を修了し博士の学位を取得した者（前号に規定する教員を除く。）の学位論文に基づく著作物であること。

(助成額)

第 3 条 助成額は、1 件当たり 500 万円を限度とする。

(申請手続き)

第 4 条 助成の申請をしようとする者（次条において「申請者」という。）は、所定の期日までに、別に定める申請書及び添付書類を総長に申請するものとする。

- 2 刊行をしようとする著作物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 12 号の共同著作物である場合は、その代表者が申請するものとし、刊行をすることについてあらかじめ著作者全員の同意を得るものとする。
- 3 他の団体、機関等から刊行のための助成を受け、又は受けようとする著作物については、重ねて申請することができない。

(助成の決定)

第 5 条 総長は、前条第 1 項の申請があった場合は、次条に規定する審査委員会に審査を付託するものとする。

- 2 審査委員会は、前項の付託があった場合は、別に定める選考基準を踏まえて審査を行い、その結果を総長に報告するものとする。
- 3 総長は、前項の報告を受けたときは、申請について承認するか否かの決定を行い、速やかに申請者に通知するものとする。

(審査委員会)

第 6 条 本学に、本学の著作物の刊行に係る助成に関する事項を審査するため、審査委員会を置く。

- 2 審査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。ただし、審査の対象となる著作物の著作者（共著、編者等を含む。）である者は除く。
 - (1) 附属図書館長
 - (2) 附属図書館副館長
 - (3) 附属図書館長の推薦する図書館委員会委員 若干名
- 3 審査委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。委員長に事故があった場合、又は委員長が著作物の著作者である場合は、附属図書館副館長がその職務を代行する。
- 4 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 5 審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。
 - (1) 助成の対象とするものの決定に関する事項
 - (2) 助成額の決定に関する事項
 - (3) その他助成に関する重要事項
- 6 審査委員会が必要と認めた場合は、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができるものとする。

(著作権使用料の取扱い)

第 7 条 助成による刊行において著作権使用料は設定しないものとし、著作者及び編者等に一切の利益が生じないようにするものとする。ただし、増刷した場合の

取扱いについては、別に定める。

(利用許諾契約)

第8条 第5条に規定する助成の決定を受けた者は、当該助成を受ける著作物に関して印刷媒体を用いた刊行物として複製し、及び販売することについて、独占して利用することを許諾する契約を、本学と締結するものとする。ただし、著作物が欧文誌である場合については、この限りではない。

(その他)

第9条 助成により刊行を行うに際しては、この要項による助成を受けた著作物であることを明記するものとする。ただし、著作物が欧文誌である場合については、この限りではない。

2 刊行する著作物については、北海道大学学術成果コレクション(HUSCAP)に掲載するものとする。なお、掲載時期については、出版者と協議して決める。

(事務)

第10条 助成に関する事務は、附属図書館管理課において処理する。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、附属図書館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成20年5月16日から実施する。

附 則

この要項は、平成23年5月11日から実施する。

附 則

この要項は、平成24年3月26日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年1月11日から実施する。